

第4節 下北方5号地下式横穴墓の鏡と保有の意義－古墳時代中期中葉の鏡の分与・分配－

上野 祥史

はじめに

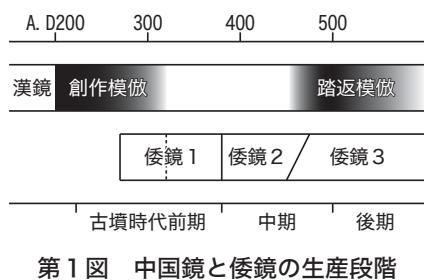
下北方5号地下式横穴墓（以下、地下式横穴については、地下式横穴墓という名称に統一する）では、鏡や帶金式甲冑、金製耳飾や馬具などさまざまな副葬品が出土している。鏡は古墳時代前期から後期に至るまで副葬が継続し、帶金式甲冑は中期を象徴する副葬品であった。これら倭系文物とともに、金製耳飾や馬具など朝鮮半島系文物が副葬されたのである。倭系文物が倭王権中枢から分与・分配を受けたものとする理解に異論はないが、朝鮮半島系文物は、国際交渉に関与した直接入手と、倭王権を介した間接入手とが想定できるため、いずれの理解に立つかによって、復元される倭王権の政治構造や被葬者の性格は大きく異なってくる。倭王権が主導する国際交渉に各地の首長が参画したとらえるのか、倭王権の関与しない国際交渉に各地の首長が携わるととらえるのか、地域首長の国際交渉への関わりによって、倭王権の求心性は大きな違いが生じることになる。

器物の入手経緯を復元することは難しいが、類似した副葬品組成を比較することによって、近しい性格をもつ被葬者群を見だすことは可能である。器物の入手を被葬者の行動に直結させて理解するのではなく、類似した器物保有のかたちは一つの行動パターンを反映するとみることにより、下北方5号地下式横穴墓の被葬者の性格をとらえてみたい。

鏡は、古墳時代を通じて副葬が継続した器物である。それは、古墳時代社会において絶えず鏡が必要とされ続けたことを示している。倭的な性格をより色濃く反映する器物であり、その分与・分配は倭王権の統合原理を体現するものであった。鏡を入手する動きに対して、耳飾や馬具の入手が如何なる関係をもつのか。倭王権の内的結合と国際交渉が、下北方5号地下式横穴墓の被葬者において如何なる像を結ぶのか、「もの」を国際交渉に直結させることなく、柔軟にとらえてみたい。そのことにより、下北方5号地下式横穴墓の埋葬がおこなわれた古墳時代中期中葉の、鏡の分与・分配が低調になる時期の鏡を媒介に表現される社会関係の意義も見えてくるのではないだろうか。

（1）古墳時代中期の鏡分与・分配をめぐる視点

下北方5号地下式横穴墓では、2面の倭鏡が出土している。IV章の報告で詳細が述べられているように、1面は面径12.1cmの盤龍鏡であり、1面は面径11.3cmの分離式神獸鏡（四獸形鏡）である¹⁾。いずれも古墳時代倭鏡であり、盤龍鏡が古墳時代前期後葉から中期初葉及び前葉にかけて、分離式神獸鏡が前期末葉から中期にかけて生産されたと考えられている（第1図）[森下1991・2002、下垣2011・2018]。古墳時代倭鏡の生産は、概ね前期と中期、後期に対応する時間幅で、3段階に分けることができる[森下1991・2002、上野2009]。第1段階は、各種の神獸鏡や獸像鏡、内行花文鏡や方格規矩鏡など多様な鏡を生産し、大小さまざまな倭鏡が生産され、概ね前期末・中期初葉を限りとしている。第2段階は、斜縁神獸鏡や珠紋鏡など生産する鏡が限られ、中型鏡・小型鏡のみを生産しており、大型鏡を欠いている。中期前葉から中葉にかけての時期が相当する。第3段階は、旋回式獸像鏡や乳脚紋鏡など新たに登場した鏡を中心に、中国鏡を模倣した神獸鏡を含めて、大型鏡から小型鏡に至る様々な形態の鏡を生産している。中期後葉から後期にかけての時



第1図 中国鏡と倭鏡の生産段階

期が相当する。盤龍鏡も分離式神獸鏡とともに、第1段階の倭鏡（いわゆる前期倭鏡）であり、第1段階の生産は中期初葉から前葉の間にその終焉が求められる。下北方5号地下式横穴墓は、帶金式甲冑などの副葬品組成から、概ねTK216型式期の中期中葉後段に位置づけられるため、鏡の生産時期と副葬時期の間に若干の時間を隔てることになり、一定の保有期間を経た鏡であることになる。

古墳時代の副葬鏡には、こうした生産時期と副葬時期を隔てた鏡が少なくない。早くに伝世鏡と呼ばれ、近年は長期保有鏡と認識されている一群の鏡のことである。概して、古墳時代の副葬品に対しては、その時間相を明確にするため、まずは型式学的検討が進められてきた。鏡も型式分類から様式論の確立へと研究が進み、より細かな時間単位で生産段階を設定することが可能になっている〔森下1991・2002、下垣2003ab・2011など〕。武装具や馬具など多くの器物では、型式変遷が副葬時期の先後関係に概ね対応するため、型式分類に反映された「時間」は、生産時期を示すとともに、分与・分配時期そして副葬時期とほぼ同義のものとして認識されている。同型式の共有現象を有意なものとしてとらえ、政治関係として評価する議論は活発である。鏡でも、三角縁神獸鏡の同範鏡論が象徴するように、鏡式や型式ごとの分布に基づく政治論・社会論は活発に展開している。

しかし、鏡には主要な副葬時期を外れて副葬される例が少なくなく、いわゆる長期保有を経た鏡が少なからず存在するのである。鏡を分与・分配した時期は、生産時期と副葬時期との間に求めることになるが、1990年代にはそれを生産時期に近接させる見解と副葬時期に近接させる見解との対立が先鋭化し、長期保有鏡をめぐる議論が生じた〔田中1993、森下1998〕。

そこでは、特定の鏡が長期にわたり価値を継続することの是非が論点となったのである。前期の鏡・腕輪型石製品、中期の甲冑や武器、後期の馬具や装飾付大刀など、古墳時代に新たな器物が次々と登場するなかで、特定の器物が長期にわたり価値を保ち、分与・分配が継続することを想定するのは難しい。さまざまな副葬品が登場するのは、器物の授受を媒介とした社会関係が、地域首長と分与・分配の主体者である倭王（王権中枢）との人格的結合に基づき、継続性を備えていないことを反映するもので、これまでつとに指摘されるとおりである。実に多彩な倭鏡が登場したのであり、新鏡に交じり古鏡の価値を維持することは想定しにくい状況がある。それゆえ、鏡式を前提とした分与・分配の理解が潜在していたのである。

長期保有鏡に対する理解は、特定の鏡式の保有を通じたつながりが、同時代的の認識、社会関係を復元する上で有効なのかを問う契機ともなった。鏡式や図像は、系列や時間を整理する上で有効だが、それを分与・分配の同時性と理解してよいのか、という疑念を生んだのである。下北方5号地下式横穴墓に照らせば、盤龍鏡や分離式神獸鏡が生産時期にのみ分与・分配されたのか、他に盤龍鏡や分離式神獸鏡の分与・分配を受けた存在との間に何らかの同質性や紐帶を見いだしてよいのか、ということに目が向けられたのである。鏡式を前提とした価値が見直されたのであり、鏡式を前提とする生産と分与・分配が相互不可分に結びついた認識や議論を相対化する要が生じたのである。

長期保有鏡は、分与・分配時期の長短と古墳時代における鏡式の有意性を問うたのであるが、主題・図像を共有する一群の鏡において、生産と副葬との関係を整理することで、同時代の取扱いやその背後になる認識を復元し、それに応えうることが可能となる。そこでは、倭鏡を取り上げるだけでは不十分であり、主題を共有した中国鏡と倭鏡を一括して取り扱うことが必要である。なぜなら、倭鏡は中国鏡と主題・図像を共有しているからである。倭鏡には中国鏡を離れた創作性が強調されるが、各種倭鏡のモデルを中国鏡に求め

することができるよう、中国鏡及びその図像に対して一定程度の理解がみえるからである。そこで、盤龍鏡を取り上げて検討してみた。盤龍鏡は、獣像や神像を浮彫表現する鏡のなかでも構図や配置が特異であり、他との違いが大きいことによる〔上野 2018〕。

中国鏡と倭鏡の盤龍鏡を一括した検討では、各種盤龍鏡の分与・分配が、入手や生産に規定されることなく長期にわたること、大型の三国西晋鏡と中小型の後漢鏡・倭鏡では副葬が継続する期間に違いのあることが判明した(第2図)。盤龍鏡という鏡式よりも、面径を優先する取扱いがみえ、価値を面径に集約することで長期にわたり分与・分配が展開したことが示せたのである。鏡がもつ装飾(図像・主題/鏡式)と面径という二つの属性のうち、分与・分配では装飾・鏡式よりも面径が強く意識されたのである。

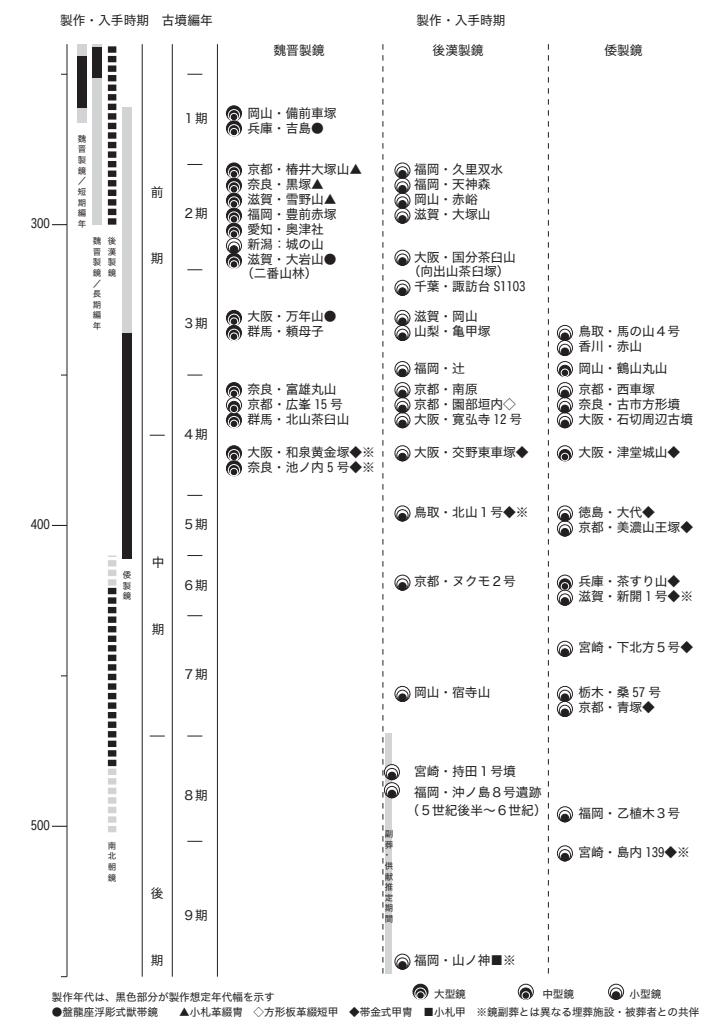
鏡式よりも面径を意識した取扱いは、鏡の生産においても見出せる。倭鏡の創出に際して、図像を共有する大型鏡と小型鏡が作り分けられたことは周知のとおりである〔車崎 1993、下垣 2003abなど〕。竜鏡と捩紋鏡、対置式神獸鏡と神頭鏡が例証とされるとおりである。

また、古墳に副葬した鏡は多種多様な鏡式を組合せることが多いのは、鏡式ごとに分与・分配するのではなく、さまざまな鏡式を取り混ぜて分与・分配が進行していたことを物語る。盤龍鏡を副葬した古墳でも、盤龍鏡のみを副葬していたわけではない。大阪府津堂城山古墳あるいは栃木県桑57号墳のように、盤龍鏡が複数の鏡を保有する中の一面であることは少なくない(第2図)。複数の鏡のなかで、盤龍鏡がある面径の鏡として取り扱われていることに注目すべき

である。盤龍鏡という特定の鏡式を保有することに共通性を見出すよりは、大小のさまざまな鏡を保有するなかにおいて、盤龍鏡が中型鏡・小型鏡として取り扱われていることこそ重要なのである。そこにも、鏡式より面径を意識した取扱いがみてとれるのである。

鏡の共有現象に基づいた分与・分配論では、面径に力点を置いた諸論が展開していることもこの理解を支援する〔下垣 2011、辻田 2007・2018、上野 2004・2013等〕。分与・分配においては、面径こそ主要な指標であり、鏡式はそれを副次的に支える属性であった。面径という普遍的な価値基準によることで、長期にわたる分与・分配を可能にしたのだともいえよう。

長期保有鏡をめぐる一連の議論は、分与・分配が生産に連動するとは限らないこと、鏡式を前提とした共有現象では、分与・分配論が十分には展開できないことを指摘したのである。鏡の生産や入手は、分与・分配の契機となる画期であることは確かであるが、すべての分与・分配を生産や入手と連動させて理解するのは困難なのである。分与・分配されることなく保有を



第2図 各種盤龍鏡の生産・流入時期と副葬時期

継続した鏡については、古鏡をモデルにした復古鏡が中期や後期に登場することからも指摘されている〔加藤2015、岩本2017〕。

つまるところ、下北方5号地下式横穴墓の副葬鏡は、鏡式の視点のみでは十分に評価しえないのである。分離式神獣鏡や盤龍鏡の類例として、千足古墳や津堂城山古墳、桑57号墳、島内139号墳を挙げることができるが、その比較により生産の同時性や先後関係を示せても、分与・分配の同時性などが保証されるとは限らないのである。古墳時代中期中葉には、倭鏡の生産が低迷し、この時期の入手が確実な中国鏡を欠き、保有を継続した古鏡を含むさまざまな鏡を分与・分配したことが明らかになりつつある〔上野2020〕。下北方5号地下式横穴墓の被葬者が活動する時期には、盤龍鏡や分離式神獣鏡以外の鏡も分与・分配の対象となつたのである。そのような状況では、同時期の古墳の副葬状況を比較することによってこそ、下北方5号地下式横穴墓の鏡の意義を明らかにできるものと考える。鏡式を優先する視点を相対化し、面径に価値を集約して新古諸鏡を対象とした分与・分配が展開したという視点に立ちつつ、下北方5号地下式横穴墓の鏡を評価してみたい。

(2) 古墳時代中期中葉の鏡と下北方5号地下式横穴墓

下北方5号地下式横穴墓では、10cm前後の小型鏡を2面副葬していた。先にも示したように、その埋葬はTK216型式期からTK208型式期にかけての時期にあたる。この時期の古墳で鏡を副葬した事例には、広島県三玉大塚古墳、岡山県千足古墳、兵庫県カンス塚古墳、兵庫県亀山古墳、大阪府珠金塚古墳、三重県佐久米大塚山古墳、同志島11号墳（おじょか古墳）、福井県向山1号墳、同西谷山2号墳、東京都御嶽山古墳、千葉県内裏塚古墳、同姉崎二子塚古墳、同祇園大塚山古墳などを挙げることができる。少し時期が遡る古墳として、福岡県月岡古墳、兵庫県宮山古墳、大阪府鞍塚古墳、京都府久津川車塚古墳、奈良県五条猫塚古墳、滋賀県新開1号墳などを挙げができる。これら諸古墳に副葬した鏡を、下北方5号地下式横穴墓を含めつつ、面径の大きさに従って示したのが第3図であり、その配列順序に従って鏡種・鏡式と面径とを述べてみよう²⁾。

京都府久津川車塚古墳では、三角縁神獣鏡（三国西晋鏡：22.1cm）と、画紋帶環状乳神獣鏡（三国西晋鏡：16.0cm）、神獣鏡（倭製第1期：17.6cm）の各1面と、斜縁四獣鏡（第2期倭鏡：13.9cm～13.6cm）を4面副葬していた。その他に、伝出土の三角縁神獣鏡（三国西晋鏡：21.5cm）が1面ある。

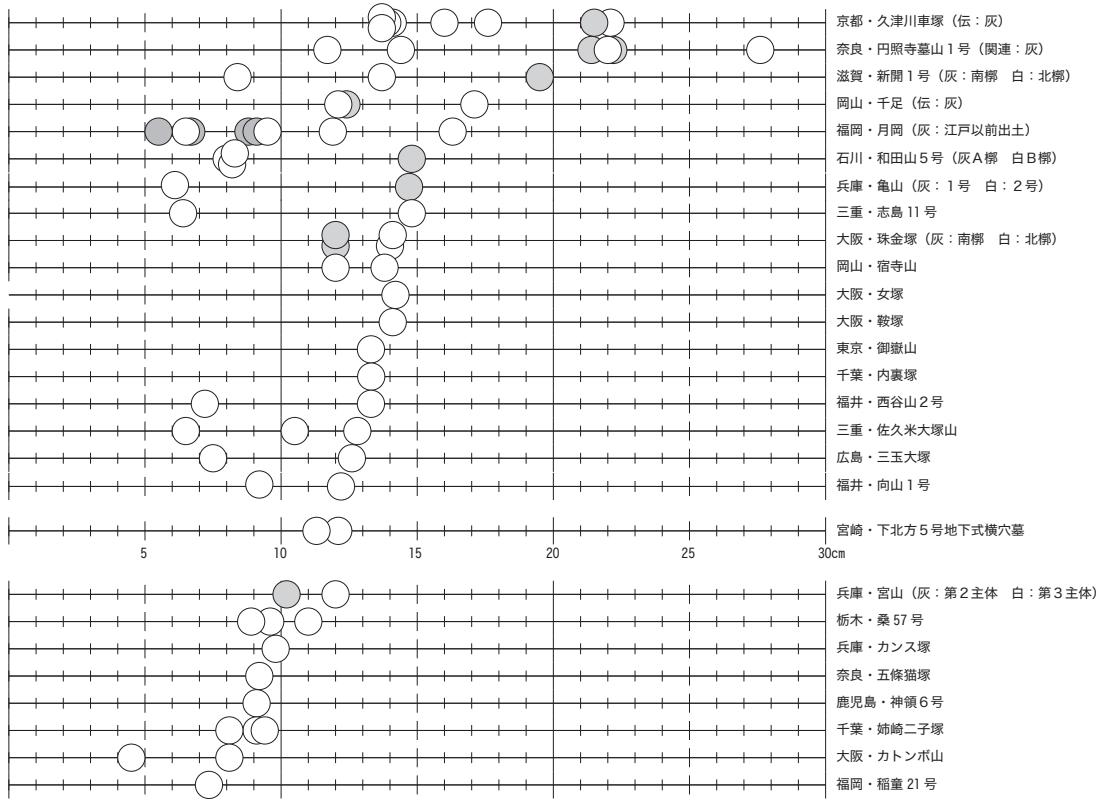
奈良県円照寺墓山1号墳では、方格規矩四神鏡（第1期倭鏡：27.6cm）と、三角縁神獣鏡（三国西晋鏡：22.0cm）、獣像鏡・分離式神獣鏡（第1期倭鏡：14.4cm）と方格規矩鏡（三国西晋鏡：11.7cm）が各1面副葬されていた。その他に、円照寺裏山古墳出土と伝える三角縁神獣鏡（三国西晋鏡：22.2cm）・画像鏡（三国西晋鏡：21.4cm）も当墳の出土である可能性が高い〔末永1968〕。

滋賀県新開1号墳では、南棺に画像鏡（倭製第1期：19.5cm）が、北棺に盤龍鏡（第1期倭鏡：13.7cm）と捩紋鏡（第1期倭鏡：8.4cm）が副葬されていた。

福岡県月岡古墳では、画像鏡（漢鏡：16.3cm）と獣像鏡・四獣鏡（第2期倭鏡：11.9cm）と細線式獣帶鏡（第2期倭鏡：9.5cm）、珠紋鏡（第2期倭鏡：6.9cm）が副葬されていた。このほかにも、江戸時代以前に出土した4面の鏡（9.1cm、8.8cm、6.7cm、5.5cm）があるという。

岡山県千足古墳では、獣像鏡・五獣鏡（第1期倭鏡：17.1cm）と分離式神獣鏡（第1期倭鏡：12.1cm）を副葬している。そのほかに、千足古墳出土と伝える捩紋鏡（第1期倭鏡：12.4cm）がある。

石川県和田山5号墳では、A櫛に画紋帶神獣鏡（第2期倭鏡：15.3cm）がB櫛に珠紋鏡及び細線紋鏡（第



第3図 中期中葉の鏡副葬の諸例

2期倭鏡：8.5cm・8.4cm・7.6cm）を副葬していた。

兵庫亀山古墳では、1号埋葬主体に画紋帶神獸鏡（南北朝鏡：14.6cm）を、2号埋葬主体に珠紋鏡（第2期倭鏡：6.1cm）を副葬していた。

三重県志島11号墳（おじょか古墳）では、方格規矩鏡（三国西晋鏡：14.7cm）と珠紋鏡（第2期倭鏡：6.4cm）を副葬していた。

大阪府珠金塚古墳では、南櫛に画紋帶神獸鏡（三国西晋鏡：14.1cm）と方格規矩鏡（三国西晋鏡：14.3cm）を、北櫛に斜縁四獸鏡（第2期倭鏡：12.0cm）と四獸鏡（倭鏡2期：12.0cm）が副葬されていた。

大阪府鞍塚古墳では、方格規矩四神鏡（第1期倭鏡：14.1cm）を副葬しており、大阪府女塚古墳では、細線式渦紋鏡（第3期倭鏡：14.2cm）を副葬していた。

岡山県宿寺山古墳では、盤龍鏡（漢鏡：13.6cm）と獸像鏡（第1期倭鏡？：11.8cm）を副葬していた。

東京都御嶽山古墳では、内行花文鏡（第3期倭鏡：13.3cm）を副葬していた。

千葉県内裏塚古墳では、乙石室（乙石櫛）に方格規矩四神鏡（中国鏡：13.3cm）を副葬していた。

三重県佐久米大塚山古墳では、獸像鏡・四獸鏡（第2期倭鏡：12.8cm）と獸像鏡・六獸鏡獸（倭鏡：10.5cm）、珠紋鏡（倭鏡：6.5cm）を副葬していた。

福井県西谷山2号墳は、画紋帶神獸鏡（南北朝鏡：13.2cm）と珠紋鏡（倭鏡：7.2cm）を副葬している。

広島県三玉大塚古墳は、鋸歯紋鏡（倭鏡：12.6cm）と珠紋鏡（第2期倭鏡：7.7cm）を副葬していた。

福井県向山1号墳では、内行花文鏡（三国西晋鏡：12.2cm）と珠紋鏡（倭鏡：9.2cm）を副葬していた。

兵庫県宮山古墳では、第3主体に画紋帶神獸鏡（中国鏡：12.0cm）を、第2主体に雲氣禽獸紋鏡（南北朝鏡：10.2cm）を副葬していた。

栃木県桑57号墳では、盤龍鏡（第1期倭鏡：11.0cm）と細線紋鏡（倭鏡：9.6cm）、方格規矩鏡（三国西晋鏡：

8.9cm) を副葬していた。

兵庫県カンス塚古墳では、鳥頭獣像鏡（第1期倭鏡：9.8cm）が石室天井上から出土している。

奈良県五条猫塚古墳では、珠紋鏡（第2期倭鏡：9.2cm）を副葬していた。

鹿児島県神領6号墳では、五獸鏡（倭鏡：9.1cm）を副葬していた。

千葉県姉崎二子塚古墳では、捩子鏡（第1期倭鏡：9.4cm）と雲氣禽獸紋鏡（南北朝鏡か：9.1cm）、不明鏡（8.1cm：破片）が出土している。

大阪府カトンボ山古墳では、双頭龍紋鏡（三国西晋鏡：8.1cm）と無紋鏡（倭鏡：4.5cm）を副葬していた。

福岡県稻童21号墳では、方格規矩鏡（漢鏡：7.35cm）を副葬していた。

やや冗長ではあるが、各古墳の出土鏡について、鏡式（製作地・生産時期）と面径を詳細に記してきた。下北方5号地下式横穴墓と同時期あるいは少し前後する時期の副葬には、いくつかの特徴を指摘することができる。

まず、中国鏡と倭鏡を含み、多様な鏡式の鏡を副葬していることである。古墳時代前期の主要副葬鏡である三角縁神獸鏡や大型鏡を含む第1期倭鏡を、かなりの数副葬しているのである。斜縁神獸鏡や珠紋鏡など同時に生産した第2期倭鏡が一半を占める一方で、古鏡の副葬も一定程度を占めているのである。鏡式は多彩だが、浮彫表現＝神獸鏡・獸像鏡、線彫表現＝方格規矩鏡や細線紋鏡あるいは珠紋鏡、平彫表現＝内行花文鏡、と表現形式で大別すれば、浮彫表現の鏡と細線表現の鏡が大半を占め、平彫表現の鏡が少ないことも特徴である。加えて、面径の大きな鏡は浮彫表現、面径の小さな鏡は線彫表現という、面径と図像表現の間に相対的な対応関係も見出せる。

次に、副葬する鏡の面径とその組合せに、いくつかのパターンが見出せる。全体をとおして、15cm以上の鏡は数が少なく、副葬する古墳の数も限られる。大きくは、20cm以上の鏡を含むもの、15～20cmの鏡を含むもの、15cm以下の鏡で構成するもの、10cm以下の鏡で構成するものの4群に分けることができる。ここでは、下北方5号地下式横穴墓の副葬鏡が含まれる、面径が10cm～15cm前後の鏡の副葬状況を比較してみよう。

そこには、面径の組合せによって、いくつかのパターンが見いだせる。一つは、10～15cmよりも大きい鏡と小さい鏡を交えて構成するものであり、久津川車塚、月岡、新開1号、円照寺墓山1号、千足などの諸古墳が該当する。一つは、10～15cmの鏡のみで構成するものであり、珠金塚、鞍塚、女塚、御嶽山、内裏塚、宿寺山、宮山の諸古墳と下北方5号地下式横穴墓が該当する。そして、10～15cmの鏡とそれより面径の小さな鏡で構成するものがあり、和田山5号、亀山、志島11号、佐久米大塚山、西谷山2号、三玉大塚、向山1号の諸古墳が該当する。面径を区分する絶対的な基準は見いだせないが、相対的に大小を区別しながら、大中小の鏡を組合わせて副葬していたことがうかがえる。

さらに、特定の古墳間で共有される「副葬の形」を見いだすことも可能である。千足古墳と月岡古墳、和田山5号墳と亀山古墳と志島11号墳、珠金塚古墳と宿寺山古墳、鞍塚古墳と女塚古墳、御嶽山古墳と内裏塚古墳、佐久目大塚山古墳と西谷山2号墳と三玉大塚は、副葬する鏡の面径がほぼ同じである。大小の鏡の間に一定の比率を見いだせる例もある。和田山5号、亀山、志島11号、宿寺山、佐久米大塚山、西谷山2号、三玉大塚の諸古墳では大鏡と小鏡の比が概ね2：1となり、千足、月岡、向山1号墳の諸古墳ではその比が概ね3：2となるものが含まれている。

個別の古墳間で共有される「副葬の形」はその他でもみえており、10cm以下の鏡で構成する古墳では、カンス塚と神領6号墳と五条猫塚、姉崎二子塚と桑57号墳は、副葬する鏡の面径が近似しており、カトン

ボ山古墳では大鏡と小鏡の比が概ね2:1となっている。

面径の組合せに大まかなパターンがみえ、そのなかに個別の共有パターンが複数みえているのである。大型鏡、中型鏡、小型鏡を一律に整然と区分することは難しく、すべての鏡を対象にした絶対基準は見いだせないが、副葬する鏡の組合せに、面径で表現した共通の「かたち」が見いだせるのである。ここで同時期のすべての鏡副葬古墳を取り上げたわけではないが、こうしたパターンが共通することに、一定の傾向性を評価することは認められよう。

下北方5号地下式横穴墓では、12.0cmと11.3cmの鏡を副葬していた。12cm前後の鏡を複数保有し、面径の異なる鏡を含まない、という組合せは、珠金塚古墳や宮山古墳がもっとも近い。珠金塚古墳では、南槻と北槻に各2面を副葬していたが、南槻は14.1cmと14.3cmであるのに対して、北槻ではいずれも12.0cmであり、埋葬施設によって副葬する鏡の面径が区分されていた。同じ面径の鏡を2面保有するという点で、珠金塚古墳北槻の被葬者は、鏡の分与・分配を受ける対象者として、下北方5号の被葬者と極めて似た性格をもつのである。

なお、下北方5号地下式横穴墓に副葬した鏡と同じ12.0cm前後の鏡には、さまざまな鏡式が含まれている。下北方5号地下式横穴墓は、盤龍鏡（第1期倭鏡）と分離式神獣鏡（第2期倭鏡）であり、月岡古墳の獸像鏡・四獸鏡（第2期倭鏡）、千足古墳の分離式神獣鏡（第1期倭鏡）、宿寺山古墳の獸像鏡（第2期倭鏡）、円照寺墓山1号墳の方格規矩鏡（三国西晋鏡）、佐久米大塚山の獸像鏡・四獸鏡（第2期倭鏡）、西谷山2号墳の画紋帶神獣鏡（南北朝鏡）、向山1号墳の内行花文鏡（三国西晋鏡）、三玉大塚の鋸齒紋鏡（倭鏡）、宮山古墳の画紋帶神獣鏡（中国鏡）あるいは雲氣禽獸紋鏡（南北朝鏡）など、さまざまな鏡式の鏡－生産時期や入手時期の異なる鏡－が混在する状況がみえている。生産・入手時期も図像表現も異なるさまざまな鏡のなかから、面径にそって鏡を抽出しつつ、分与・分配を進めたことが示されているといえよう³⁾。

（3）宮崎平野と周辺地域への鏡の流入

古墳時代中期中葉に鏡を副葬した古墳を取り上げ、全国的な視点で比較をおこない、面径のパターンを整理することによって、下北方5号地下式横穴墓を、鏡の分与・分配をおこなう倭王権中枢の視点で位置づけてみた。次に下北方5号地下式横穴墓を、鏡の分与・分配を受けた地域社会の視点で評価してみよう。宮崎平野あるいは近隣地域での位相を、鏡の副葬という視点から考えてみたい。

宮崎平野を擁する大淀川流域とその南の地域を取り上げ、この地の古墳に副葬した鏡を示したのが第4図である。ここでは、共伴遺物等から埋葬時期が中期以後に求められる事例と、鏡の生産・入手時期から中期以後であることが確実な事例を取り上げた。この地域の中期古墳は、多くが地下式横穴を埋葬施設としている。地下式横穴墓は、中期から後期にかけて、日向・大隅の九州島東南部で普及した埋葬施設である。地下式横穴墓の多くは中期に造営されたものであり、帶金式甲冑などの武装具を伴うことが多い〔和田2010、橋本2012ab、藤原2019など〕。

大淀川の中流域では、宮崎市域の下北方や東諸県郡国富町域の六野原、宗仙寺、市の瀬、猪の塚などの地下式横穴墓が存在している。下北方地域では、5号地下式横穴墓の他に、24号地下式横穴墓にて、珠紋鏡（倭鏡：6.9cm）が副葬されている。周辺では、古墳の時期は不明であるが、陣ヶ平所在古墳から旋回式獸像鏡（第3期倭鏡：10.9cm）が出土したと伝えられている。旋回式獸像鏡は中期後葉以後に生産した第3期倭鏡であり、中期から後期にかけて副葬したことは確実な例である。近隣の蓮ヶ池地域では、後期の事例ではあるが蓮ヶ池46号横穴から主紋不明鏡の鏡片（復元径8.0cm）が、蓮ヶ池52号横穴から主紋不明鏡の鏡片（復

元径約7.0cm)が出土している。

大淀川北岸の東諸県郡国富町地域では、六野原5号墳にて内行花文鏡(第1期倭鏡:9.5cm)が、六野原6号墳にて獣像鏡(不明:10.6cm)が、六野原10号墳では珠紋鏡(第2期倭鏡:9.5cm)が、六野原8号地下式横穴墓では珠紋鏡(第2期倭鏡:7.0cm)が、六野原1号地下式横穴墓では獣像鏡・四獸鏡(第2期倭鏡:11.6cm)が副葬されている。いずれも古墳時代中期の事例である。古墳時代後期には、大坪地下式古墳(地下式横穴墓)から獣像鏡・四獸鏡(第3期倭鏡:7.2cm)が、宗仙寺10号地下式横穴墓では捩紋鏡(第1期倭鏡:9.7cm)、市の瀬5号地下式横穴墓では乳脚紋鏡2面(第3期倭鏡:10.8cm・8.7cm)が副葬されていた。

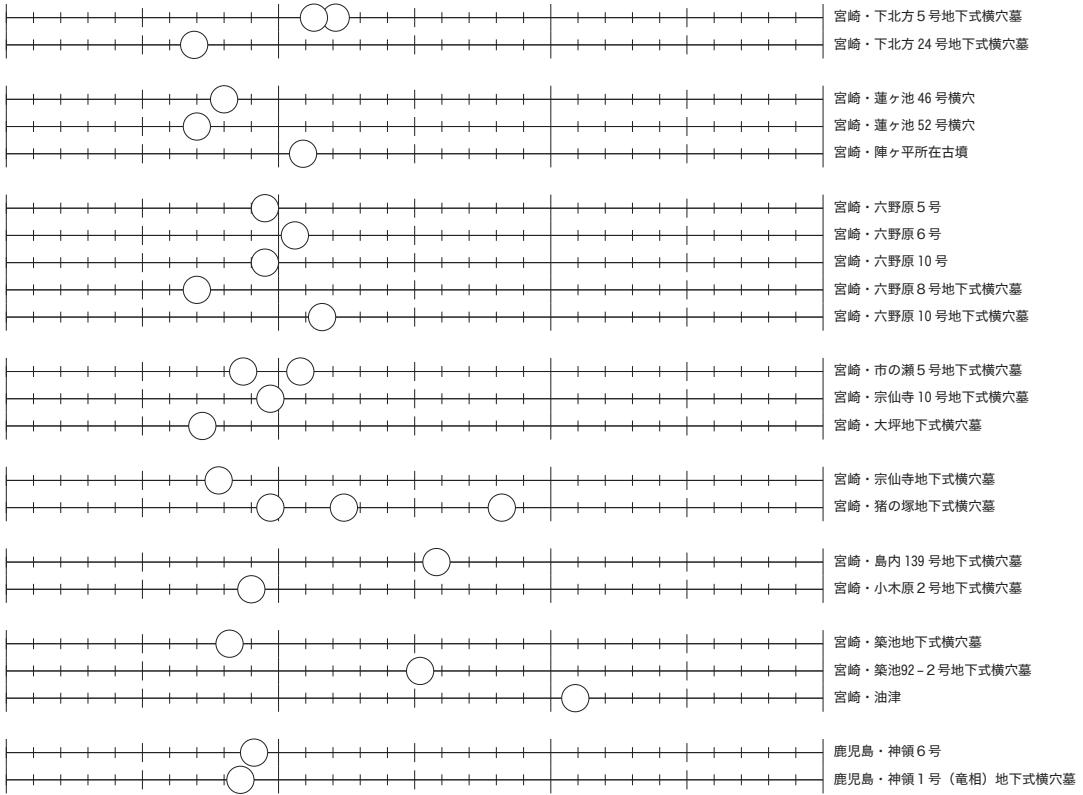
古墳の時期は不明であるが、鏡の製作年代から中期もしくは後期であることが確実な事例として、宗仙寺地下式横穴墓に副葬した珠紋鏡(第2期倭鏡:7.8cm)と、猪の塚地下式横穴墓に副葬した画紋帶神獸鏡(中國鏡:18.2cm)と画像鏡もしくは斜縁二神二獸鏡(第1期倭鏡:12.4cm)と旋回式獣像鏡(第3期倭鏡:9.7cm)などがある。

これらを総じてみると、大淀川流域の中期以後の古墳に副葬した鏡は、現状で判明している限り、猪の塚の1面を除いて13cm以下の鏡であり⁴⁾、概ね6~8cm、9~10cm、11~12cmの幅で3群に面径を分けることが出来そうである。下北方5号地下式横穴墓は、こうした一群のなかで上位に位置づけられる鏡を複数保有している点で注目されよう。13cm以下の鏡が大半を占める大淀川流域の状況は、鏡の分与・分配を受ける対象としてその序列が高くなっていることを示している(第3・4図)。なお、この地域の地下式横穴墓では、帶金式甲冑の副葬が数多くみえることを特徴としている。

大淀川流域より南へと目を向けてみよう。宮崎県えびの市地域には、有数の地下式横穴墓群が造営されている。島内地下式横穴墓群では100を超える地下式横穴墓が確認されており、帶金式甲冑や鉄鎌・鉄刀などの武装具を中心に豊富な副葬品が出土している。しかし、当墓群での鏡の副葬は近年調査された島内139号地下式横穴墓での出土1例に限られている。島内139号地下式横穴墓は、古墳時代中期と後期の狭間の時にあたり、盤龍鏡(第1期倭鏡:15.8cm)を副葬していた。鏡の分与・分配を通じた王権中枢との連携が極めて希薄な地域であり、かつその一例も15.8cmという比較的の面径の大きな鏡を保有したことの特徴がある。島内横穴墓群では、帶金式甲冑を副葬する墓は複数みられるのに対して、鏡の副葬はきわめて低調である。同じ地下式横穴墓でも、武装具と鏡の副葬がみえた大淀川中流域とは対照をなしている。その周辺では、古墳時代後期の事例ではあるが、小木原2号地下式横穴にて、分離式神獸鏡(第1期倭鏡:9.0cm)を副葬していた。

宮崎県都城市地域では、築池地下式横穴で獣形鏡(倭鏡:8.2cm)が副葬され、築池地下式横穴92-2号では旋回式獣像鏡(第3期倭鏡:15.2cm)を副葬していた。いずれも、古墳時代後期の副葬である。日南市の油津古墳では、竪穴式石室の埋葬施設に、画紋帶同向式神獸鏡(南北朝鏡:20.9cm)を副葬していた。鹿児島県域では、曾於郡大崎町神領6号墳の箱式石棺に獣像鏡(五獸鏡、倭鏡:9.1cm)を、神領1号地下式横穴に内行花文鏡(第1期倭鏡:8.6cm)を副葬していた。

大淀川流域以南の九州東南部での、古墳時代中期以後に鏡を副葬した事例はここで示したもののがほぼすべてである。島内地下式横穴墓群が象徴するように、大淀川流域より南の地では、鏡の副葬がかなり限られる。大淀川流域とそれより南では、流入する鏡(その面径)に大きな違いはないが、流入する鏡の量に違いがあったといえよう。六野原と島内の地下式横穴墓群を比較してみると、帶金式甲冑は両墓群において一定数の副葬がみえるが、鏡は六野原で一定数を保有するものの、島内ではほぼ皆無であり、対照をなしている。こうした状況は、鏡の分与・分配を媒介とした王権中枢からの関与が両地域で対照をなしていたということがで



第4図 大淀川流域以南における中期以後の鏡副葬

きよう。

大淀川流域以南では、13cm以下の中型鏡が中心であり、鏡の分与・分配が低調であった中期中葉の状況と比較しても（第3図）、鏡の分与・分配を通じた王権中枢と当地域との連携は低調であった。下北方5号地下式横穴墓では、相対的に上位に位置づけられる面径の鏡を保有しており、2面の鏡を保有する事例が周辺では限られることから、九州東南部において他とは一線を画した存在であったとみることもできよう。

一般に、鏡の入手プロセスには、分与・分配主体である王権中枢からの直接分与と間接分与（二次分与）が想定しうるが〔上野2019〕、下北方5号地下式横穴墓の周辺には、同時期にそれよりも面径の優れた鏡を見いだせないことから、王権中枢とは別の分与・分配主体をによる分与・分配を想定することは難しく、王権中枢から直接分与を受けて入手したと想定しておきたい。

なお、大淀川流域より南でも、長期保有鏡が含まれていた。宗仙寺10号地下式横穴墓の捩紋鏡、猪の塚地下式横穴墓の斜縁二神二獸鏡、島内139号地下式横穴墓の盤龍鏡、小木原2号地下式横穴墓の分離式神獸鏡、神領1号地下式横穴墓の内行花文鏡などである。これらの地では、先行する前期に古墳を築造することはほとんどない。地下式横穴墓の造営に先立ち鏡を入手する機会が想定できないため、鏡のみ他の器物と切り離して、生産時期に引き寄せて分与・分配を想定し、当地で長期保有を想定するよりも、武装具をはじめ同時代の副葬品とともにこの時期にあたらたに将来されたととらえるのが整合的であろう。

下北方地下式5号横穴墓と島内139号地下式横穴墓では、盤龍鏡（第1期倭鏡）を副葬していた。鏡式を重視すれば、同じ鏡式の分与・分配を受ける対象者として注目されるところもある。しかし、多様な鏡式を面径で律して分与・分配が展開したのであるから、鏡式は同じであっても、面径が異なれば同義に扱うことは難しい。景初四年銘鏡や持田1号墳出土鏡なども含めると、宮崎県域は盤龍鏡が集中した地域にもみえる。しかし、新古さまざまな鏡を対象に分与・分配を展開するなかで、鏡式を優先した同質性・共通性に

は慎重にあるべきことを付記しておきたい。

(4) 耳飾及び帶金式甲冑との関係性

下北方5号地下式横穴墓では、金製耳飾及び武装具、馬具がセットで出土している。金製垂飾付耳飾と馬具は朝鮮半島系文物であり、中期中葉を画期として副葬がはじまる〔高田2014、金2017〕。武装具も中期中葉に登場する鉢留甲冑であり、新古の2相に分ければ古相に位置づけられるものである〔川畠2015、滝沢2015など〕。下北方5号地下式横穴墓では、中期中葉における最新相の組合せがみえているとえいよう。下北方5号地下式横穴墓に副葬した鏡を、こうした共伴遺物との関係から検討してみることにしたい。

垂飾付耳飾は、朝鮮半島に由来する文物であり、日本列島では兵庫県宮山古墳や福井県天神山7号墳など中期中葉に副葬が始まる。垂飾と主環との間を兵庫鎖で連結し、その兵庫鎖が長いことを特徴とした一群の耳飾は朝鮮半島にはみえない。垂飾と主環との間に置いた中間飾に、空玉を用いることが多いことも特徴であり、これら的一群の耳飾を長鎖式としてとらえている〔高田2014、金2017〕。長鎖式の耳飾は、24基の古墳からの出土が知られている⁵⁾。そのなかには、祇園大塚山古墳、姉崎二子塚古墳、津頭西古墳などの銀製のもの、三昧塚古墳やセスドノ古墳などの金銅製のものも含まれている。素材の差を問わず長鎖式耳飾を一括して取り扱い、これら長鎖式耳飾と鏡との共伴事例をもとに、下北方5号地下式横穴墓の位置づけを検討してみよう。

長鎖式耳飾を出土した24基の古墳のうち、確実に鏡との共伴が確認できるのは16基の古墳であり、長鎖式耳飾と鏡が共伴する比率は高い。この16基の古墳を時期別に示し、共伴する鏡の面径を示した（第5図）。

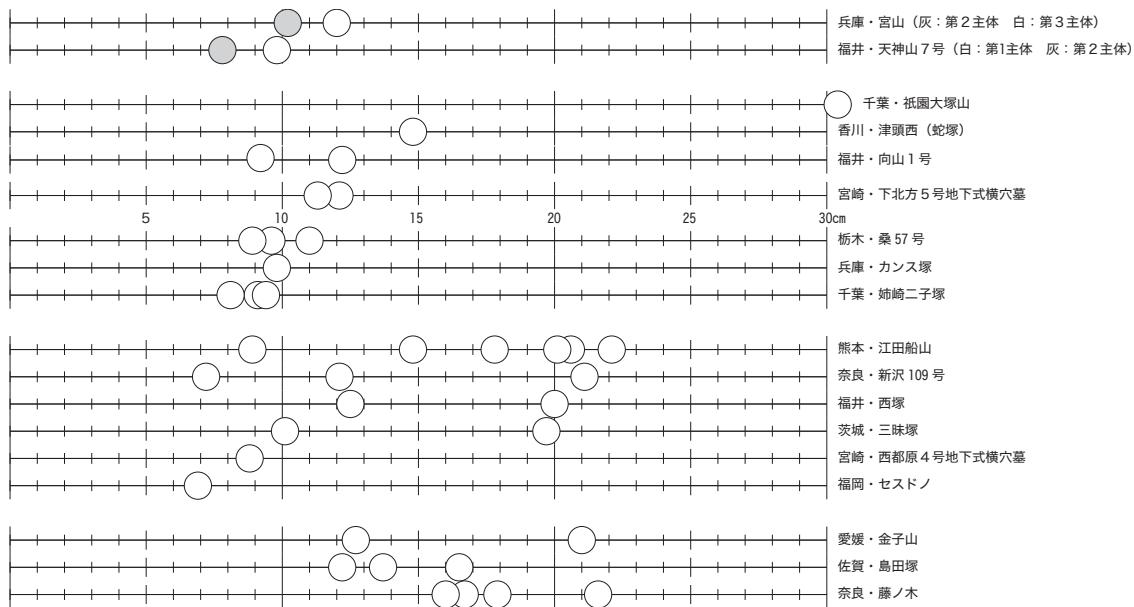
TK 216型式期からTK 208型式期にかけての時期には、兵庫県宮山古墳、福井県天神山7号墳をはじめ、下北方5号地下式横穴墓、兵庫県カанс塚古墳、福井県向山1号墳、千葉県祇園大塚山古墳、同姉崎二子塚古墳、栃木県柔57号墳が挙げられる。なかでも、宮山古墳、天神山7号墳はTK 73型式期からTK 216型式期に位置づけられることが多く、TK 216型式期からTK 208型式期に位置づけられることの多い他の古墳よりも先行する、時期的に古相の要素を含むため区分して示した。

宮山古墳では、12.0cmの画紋帶環状乳神獸鏡（中国鏡）と10.2cmの雲氣禽獸紋鏡（南北朝鏡）を副葬し、天神山7号墳では9.8cmの細線式獸帶鏡鏡（第1期倭鏡）と7.8cmの珠紋鏡（第2期倭鏡）を副葬しており、いずれも12cm以下の鏡との共伴であった。

下北方5号地下式横穴墓以下の諸古墳では、祇園大塚山古墳の30.4cmの画紋帶仏獸鏡（南北朝鏡）を除けば、いずれも13cm以下の鏡と共伴している。宮山古墳と天神山7号墳を併せて考えれば、長鎖式耳飾と共伴する鏡は13cm以下が一般であったといえよう。

TK 23型式期からTK 47型式期にかけての時期には、熊本県江田船山古墳、宮崎県西都原4号地下式横穴墓、福岡県セスドノ古墳、香川県津頭西古墳、奈良県新沢109号墳、福井県西塚古墳、茨城県三昧塚古墳が挙げられる。江田船山古墳では多様な面径の鏡を副葬しているが、新沢109号墳と西塚古墳、三昧塚古墳では20cm前後の鏡と13cm以下の鏡を副葬しており、津頭西古墳では15cm前後の鏡を、セスドノ古墳と西都原4号地下式横穴墓では13cm以下の鏡のみを副葬していた。大小の鏡を副葬・保有するパターンと、小さな鏡のみを副葬するパターンがみえている。前段階と比べれば、13cm以下の鏡に15cm前後の鏡と20cm前後の鏡の副葬・保有が加えられたとみることができよう。その一方で、13cm以下の鏡のみを保有するセスドノ古墳と西都原4号地下式横穴墓は、従来と同じ副葬・保有の形が継続したものだといえる。

MT 15型式期以後では、佐賀県島田塚古墳、愛媛県金子山古墳、奈良県藤ノ木古墳が挙げられる。金子



第5図 長鎖式耳飾と共に伴する鏡の副葬

山古墳では、三昧塚古墳や西塚古墳などと同じく、20cm前後の鏡と13cm以下の鏡を副葬しており、前代と同じ副葬の形がみえている。島田塚では、13cm以下の鏡に15cm前後の2面が加わり、藤ノ木古墳は20cm前後の鏡と16～18cmの鏡を保有しており、13cm以下の鏡を保有していない。15cm以上の鏡を複数保有する状況は江田船山古墳に近い。小さな鏡の副葬がより希薄になっているといえよう。

長鎖式耳飾を手にする被葬者に対しては、鏡の分与・分配を通じた連携においても関係性を見出すことができる。長鎖式耳飾と鏡との共伴関係は、13cm以下の鏡を対象とするものから、それより大きい鏡が副葬・保有に加わり、13cm以下の鏡が希薄になる状況へと変化した。その変化は、TK 208型式期からTK 23型式期の間に生じている。長鎖式耳飾の保有者が手にする鏡の面径が変化したことは、鏡の分与・分配を通じた関係がこの時期を境に変化したことを意味している。TK 23型式期・TK 47型式期は、同型鏡（南北朝鏡）と第3期倭鏡の副葬が本格化してくる時期にあたる。鏡の分与・分配体制の変化が、長鎖式耳飾と鏡との共伴関係にも影響をあたえたのであろう。

いま一つ、鏡と帶金式甲冑との関係について簡単にみてみよう。帶金式甲冑は、古墳時代中期を象徴する器物であり、鉄留甲冑の登場はその後半期を画するものである。TK 216型式期もしくはTK 208型式期に鉄留短甲を保有した諸古墳を挙げれば、下北方5号地下式横穴墓、稻童21号墳、三玉大塚古墳、岡山県隨庵古墳、宮山古墳第3主体、亀山古墳、カンス塚古墳、珠金塚古墳（南櫛・北櫛）、大阪府野中古墳、同黒姫山古墳、円照寺墓山1号墳、新開1号墳、おじよか古墳、佐久米大塚山古墳、向山1号墳、西谷山2号墳、などを挙げることができる。これらの多くは、第3図で中期中葉の鏡副葬として挙げた諸古墳でもある。鏡を副葬しない古墳を含みつつ、鏡を副葬する場合は多くが15cm以下の面径の小さな鏡であった。帶金式甲冑は、革綴甲冑から鉄留甲冑へと変化する中で、保有者の社会的位相も変化したことが指摘されている〔川西1988、藤田2006、滝沢2015など〕。共伴遺物あるいは副葬古墳の分布傾向から、鉄留甲冑の分与・分配を媒介として、より中小規模の地域社会集団を王権中枢が直接連携することを目的とした動きが進む。鉄留甲冑と共に伴する鏡の多くが、15cm以下のいわゆる中型鏡・小型鏡であるのは、こうした事情を反映しているのであろう。

加えて、下北方5号地下式横穴墓の帶金式甲冑は、小札肩甲を付属具にもつ特異性も備えていた。帶金式甲冑では、頸甲に曲面成形した帶板を革で威す打延式肩甲を伴うことが一般的であるが、小札を用いた肩甲はわずか数例に限られる特殊な存在である。頸甲に小札肩甲が伴う例は、日本列島内では月岡古墳、稻童21号墳、福岡県勝浦井ノ浦古墳、下北方5号地下式横穴墓、宮山古墳第2主体、岡山県正崎2号墳、京都府宇治二子塚南墳、和歌山県陵山古墳、福井県向出山1号墳のみである〔橋本2005、初村2019〕。朝鮮半島でも、倭系埋葬施設や倭系文物をもつ長木古墳や蓮山洞8号墳で副葬されており、倭韓の交渉に関与した人物の保有が想定されている武装具である。下北方5号地下式横穴墓と同時期のものは、月岡、稻童21号、宮山第2主体部、陵山であるが、月岡、稻童21号、宮山第2主体はさきの第3図に示した中期中葉に鏡副葬をみた諸古墳である。

頸甲に伴う小札肩甲と副葬鏡の面径との間に、明確な対応関係を見いだせるわけではない。しかし、副葬した鏡の面径が類似することにより近い関係が想定できた下北方5号地下式横穴墓と宮山古墳との関係は、小札肩甲という特殊な付属具の共有においても確認することができる。下北方5号地下式横穴墓と宮山古墳は垂飾付耳飾を保有したが、稻童21号墳でも耳飾に由来すると思われる金環を保有していた。稻童21号墳では、下北方5号地下式横穴墓や宮山古墳よりもより面径の小さい鏡を副葬している（第3図）。3つの古墳における小札肩甲と耳飾の副葬を通じて、本節の前半で指摘した、中期中葉の耳飾保有者は面径の小さな鏡を保有するという現象が追認できるのである。

帶金式甲冑という倭系文物の共伴関係においても、下北方5号地下式横穴墓と副葬鏡と同じくする諸古墳との類似性が確認でき、そのなかでも宮山古墳とのより強い類似性が確認できるのである。

（5）下北方5号地下式横穴墓で保有した鏡の意義

鏡の副葬を軸として、全国的な比較、大淀川流域以南の各地域社会との比較をおこない、鏡と装身具あるいは帶金式甲冑との共伴を検討することにより、下北方5号地下式横穴墓の位置づけを整理してみた。これらをもとに、中期中葉において倭系文物と朝鮮半島系文物の保有が交差することの意義について考えてみたい。

中期中葉には、長鎖式耳飾と13cm以下の小さな鏡との結びつきが強い。久津川車塚古墳や新開1号墳、円照寺墓山1号墳のように大型鏡を副葬する事例は少ないながらも存在するなか（第3図）、長鎖式耳飾を保有する諸古墳では面径の大きな鏡を副葬していないのである。それは、朝鮮半島系装身具を保有する被葬者に対して、分与・分配する鏡の序列が相対的に低いことを示している。長鎖式耳飾だけでなく、他の朝鮮半島系の耳飾、帶金具、冠あるいは胡籠等の金工品・装身具に幅を広げてもその傾向は指摘できそうである。第3図に挙げた諸古墳のうち、神領6号、月岡、五条猫塚、内裏塚、姉崎二子塚は優品たる装身具を保有したが、副葬した鏡は面径の小さいものが多い。15cm以上の面径の大きな鏡をほとんど手にしていないのである。こうした関係がもっとも端的にあらわれているのは、新沢126号墳の被葬者であろう。金製の装身具を豊富にもちながら、副葬する鏡はわずか6.5cmの小さな鏡1面のみであった。面径の小さな雲気禽獸紋鏡が、宮山古墳第2主体と姉崎二子塚古墳、和歌山椒浜古墳に副葬されていることも、こうした事情を別の形で反映しているのである。先進文物たる朝鮮半島系の装身具と鏡の保有が非対称な関係にあるのは、倭系文物たる鏡の分与・分配において、こうした朝鮮半島との関係が配慮されてないことを浮かび上がらせるのである⁶⁾。

朝鮮半島系の装身具の保有と鏡の保有との非対称性は、同型鏡（南北朝鏡）と第3期倭鏡の副葬が本格化

したTK 23型式期以降に大きく変化してゆく。大型鏡や中型鏡の保有が普遍化し、小型鏡の保有を相対化する形で現れる。同型鏡（南北朝鏡）の登場が、朝鮮半島系装身具と鏡との関係を大きく変えたのである。同型鏡（南北朝鏡）と第3期倭鏡の分与・分配は、それを「革新」という断絶を強調した視点でとらえるにせよ、「拡大」という連続性を重視した視点でとらえるにせよ、鏡の分与・分配の上で画期をなすことは確かである〔上野2020〕。長鎖式耳飾の保有者に対する大型鏡の分与・分配は、新たに入手した南北朝鏡の分与・分配によるところが大きい。しかし、新たに入手した南北朝鏡（同型鏡）のみを対象にするのではなく、三昧塚古墳のように、古鏡も交えて分与・分配されたことは注目すべきである。長鎖式耳飾の保有者が大型鏡をも保有していることは、15cm以上の鏡を保有することが稀な前代と比べて大きな変化であり、鏡を媒介とした秩序・序列が変容したことを長鎖式耳飾と保有鏡の共伴関係は示しているのである。分与・分配の対象となる鏡が質的にも量的にも拡充したことをうけて、受領者の階層が分化され、鏡を媒介とした秩序・序列が変容したとみておきたい。

倭に独自の長鎖式耳飾のみならず、大加耶・百濟・新羅の朝鮮半島で製作・流通した耳飾は絶えず日本列島に流入しており、耳飾を必要とする状況が中期から後期に至るまで継続していたようである〔金2017〕。耳飾は日本列島では数が限定されること、朝鮮半島由来の装身具と共に伴する事例が少なくなく、器物の由来・系譜から保有者は何らかの形で朝鮮半島との関係を有したと考えるのが妥当であり、朝鮮半島との関係をもたぬ列島内の首長層にこれら朝鮮半島系の文物が賜与されたとは考えにくい。中期中葉に登場する眉庇付冑は、冠帽と帶金具の意匠を取り込み倭で創出した装身具であり、朝鮮半島交渉に關係の深い被葬者が保有したという〔橋本2012d〕。外来要素を投影した文物が、列島内の首長層を連携させる装置として機能し、その連携に对外交渉の性格をよみとけることは、朝鮮半島の形をもつ耳飾の保有に、朝鮮半島との交渉がより濃厚に反映されていることは間違いないから。なれば、長鎖式耳飾の保有者に対して、分与・分配する鏡の面径=序列が変化することは、鏡を媒介とした序列において、朝鮮半島との交渉に携わる者への位置づけが変化した、向上したことを示しているのではないだろうか。TK 23型式期、TK 47型式期においても13cm以下の面径の小さな鏡の副葬は継続しており、小型鏡の副葬そのものが低調となったわけではない。新たな大型鏡の入手と分与を契機として、对外交渉にたずさわる、朝鮮半島系の文物を入手する機会－直接的な入手であれ間接的な入手であれ－に恵まれた人物に対する処遇が変化したことを、共伴する副葬鏡は示しているのである。

ところで、鏡は如何なる社会機能をもって古墳時代に存在したのであろうか。鏡が各地の社会において、如何なる機能を果たしたかは不明である。後期には鏡を身に帯びた巫女の姿が埴輪に表現され、この頃以後に体系化されてゆく神話のなかに祭具・宝器として鏡を取り扱うさまがみえるが、鏡の使用の実態は推測の域を出ず、具体的な状況を想定することすら困難である。地域首長を連携させ、序列づける装置として鏡が機能したことを指摘できても、それが如何なる社会行為において、何故必要とされたのかは見通すことができない。武装や馬装のように、具体的な使用の場が想定しにくいことに起因しているといえよう。

地域首長は地域社会を維持・再生産させる責務を負い〔広瀬2003、若狭2007〕、それを理念的に実態的に実現させる諸活動のなかに、「鏡の使用」が埋め込まれていたことは確実であろう。儀礼や祭祀を通じて、その首長が発揮する能力・効力の差として、鏡の面径の大小が区分されたものとは考えられないだろうか。武装や馬装などの装身具が、集団を率いて活動する際に、着装者=首長の倭王権での序列を自他に認識させる装置として機能したように、鏡でも面径の大小によって、首長の機能・力量が表現されたと考えてみたいのである。

鏡は多くの他の器物とは異なり、古墳時代を通じて分与・分配が継続した。言葉を替えれば、世代ごとに関係が更新される王権中枢と地域首長との関係において、鏡は欠かすべからざる存在としてあり続けたのである。そこには、時代を越えて継承される普遍性、鏡の普遍的価値が見出せる。

それは何故であろうか。光輝を放つ鏡は日月を象るものとして、あるいは光を象徴するものとして取り扱われたことは想像に難くない。鏡の分与・分配は、王権中枢からの祭祀権の分与、祭祀において能力・効力を發揮させる「聖性」の付与、という象徴性が仮託されたのではなかろうか。地域首長の活動に埋め込まれた鏡は、その能力・社会的機能を果たす上で、王権からの保証を必要としたのだと考え、鏡の分与・分配を理解する一案として示しておきたい。なればこそ、王権が保有を継続した古鏡の分与にも象徴的な意味合いが見いだせるのである⁷⁾。本論で指摘した、内的統合の性格を色濃く反映する倭系文物としての鏡が、対外交渉との関係の深い首長の手元には相対的に序列の低い鏡がもたらされたことにも一定の理解が成り立つのである。

鏡は、政治的な関係性においてのみ機能するものではない。在地社会での社会的機能を包摂して、王権中枢と地域首長の関係が表現されたのである。面径の小さな鏡は、被葬者の活動－鏡を用いた活動－の尺度を反映するのではなかろうか。耳飾の保有者には、渡来系の埋葬施設をもち土器を副葬し、鏡を石室天井石上に置く、カンス塚古墳の被葬者など、明らかに渡来系の出自をもつ人物も含まれていた。こうした首長に対して、面径の小さな鏡が分与・分配されたのは、地域社会と首長との関係を反映するものともとらえられよう。地域社会の維持・再生産に必要とされた鏡と、対外交渉への参与に必要とされた耳飾などの装身具とはその志向性が異なる。分与・分配される鏡に、首長が地域社会で求められた機能を反映するのならば、耳飾りなどの装身具を保有する首長に、鏡を媒介とした地域社会とのかかわりはあまり強く期待されていなかったのではないだろうか。このような性格をもつ首長を数多く抱える状況を、中期中葉の特徴としてとらえてみたい。それは、この時期の倭王権の統合原理や秩序では、帶金式甲冑や装身具などに象徴される外向き論理が、鏡に象徴される内向きの論理よりも優先されていたことを示してもいるのであろう。鏡の分与・分配体制が大きく転換するTK23・TK47型式期は、一人の首長のなかでの交差する内的志向性と外的志向性の非対称性が解消する画期としても、評価されることになるのである。

おわりに

古墳時代中期中葉は、中国鏡の確実な入手を欠き、倭鏡の生産も低調であった。この時期の鏡の分与・分配は、同時期に生産した鏡だけでなく保有を継続した鏡も対象として展開したこと、鏡式ではなく面径を基準にした視点で分与・分配を評価すべきことを示し、その視点のもと下北方5号地下式横穴墓の副葬鏡を評価してみた。副葬した鏡の状況から、珠金塚古墳や宮山古墳、三玉大塚古墳や向山1号墳との関係が深いことが示せた。耳飾や帶金式甲冑との共伴関係においても、これら諸古墳との類似性を確認することができる。小札肩甲との共伴関係を通じても、宮山古墳と下北方5号地下式横穴墓との極めて近しい関係はみいだせた。そして、宮崎平野を擁する大淀川より南の地域に目を向け、地下式横穴墓を中心に同時期の鏡副葬との比較を試み、鏡の分与・分配を媒介とした王権中枢と当地域の連携が相対的に低調であるなか、下北方5号地下式横穴墓は比較的優位な存在であることをも示した。地下式横穴墓群であっても、大淀川流域とえびの市域では、鏡の流入、つまり鏡を媒介とした王権中枢との連携も異なることも示せたのである。

鏡の分与・分配を軸として、下北方5号地下式横穴墓の被葬者を、王権中枢との連携関係における位相と、地下式横穴墓の葬制を共有する九州東南部における位置づけを明らかにした。耳飾と鏡との共伴からは、

耳飾の保有と鏡の保有の間に見える非対称性を、この時期に王権中枢と地域首長を結びつけた秩序が外向きの論理を優先して形成されていたことを反映するものと指摘した。鏡の大きさは、政治序列を示すとともに、地域社会で首長が果たすべき機能を示すものとみて、朝鮮半島系の装身具を手にした被葬者には、鏡を必要とする職能・機能があまり期待されないものを多く含んでたことを示した。倭系文物を通じた内向きの論理において、下北方5号地下式横穴墓により近い立場にあるのが珠金塚古墳であり、朝鮮半島系文物を通じた外向きの論理において、より近いのが宮山古墳であることを、改めて確認しておきたい。そこに、下北方地下式5号横穴墓の被葬者の性格が象徴されていよう。

註

- 1 古墳時代倭鏡の場合、鏡背装飾の主題によって、某系倭鏡と表現することが一般的である〔森下 1991、下垣 2003abなど〕。盤龍鏡系倭鏡・分離式神獸鏡系倭鏡、もしくは盤龍鏡系・分離式神獸鏡系と表現すべきであるが、本稿では煩瑣を避けて、「系倭鏡」の表現を省略して記述する。
- 2 以下で述べる古墳出土鏡の情報は、下記の文献に拠った。
白石太一郎・設楽博己編 1994「弥生・古墳時代遺跡出土鏡データ集成」『国立歴史民俗博物館研究報告』第56集 pp.1 - 858／白石太一郎・設楽博己編 2002「弥生・古墳時代遺跡出土鏡データ集成 補遺1」『国立歴史民俗博物館研究報告』第97集 pp.47 - 122／下垣仁志 2016『日本列島出土鏡集成』同成社
- 3 ここに挙げた諸例では、同時期の入手・生産が想定される鏡の比率が高い。第1期倭鏡でも、生産時期が下る盤龍鏡や分離式神獸鏡を多く含むことは注意される。12cmを前後する面径の鏡は、同時期の鏡が分与・分配の中心を担つたのであろう。この時期の倭鏡生産が中小型鏡に限られることを踏まえれば、自明のことともいえようか。
- 4 住吉横穴墓群（蓮ヶ池横穴墓群）出土と伝える方格規矩鏡（三国西晋鏡）は、15.0cmの鏡である。当鏡は、下北方5号地下式横穴墓と同時期の三重県志島11号墳と同范鏡（同型鏡）であり、その埋葬時期には関心がもたれる。鏡式を以て分与・分配時期は決定できないため、時期は不明といわざるを得ないが、中期以後に副葬したものであれば、下北方周辺でもこの規模の鏡を保有したことになる。
- 5 金宇大が集成した23基の古墳に、宮崎県西都原4号地下式横穴墓を加えた。福岡県稻童21号墳のように、環のみを副葬する事例もあり、こうした事例を含めると垂飾付耳飾の副葬は増えることになる。〔橋本 2005、2014a〕
- 6 中期の小札甲を副葬する古墳では、副葬する鏡の一半を15cm以下の鏡が占めている。中期中葉のこうした状況は、朝鮮半島系の装身具の保有と共に通した一面がみえる。
- 7 祭祀権の分与は、滑石製模造品の供給にも同じ性格を見だせる。また、初期王権の確立時期に儀礼・儀礼道具（礼器）の分与を通じて政治秩序を形成したことは、古代中国の商・周代の青銅器・玉器にもみえている。在地での儀礼・社会の維持・再生産に組み込まれた儀礼において不可欠な儀器を王権から賜与される、地域社会の再生産装置に儀器の分与が組み込まれていた。王権中枢による鏡の分与・分配は、この構造を反映していると推定する。

【引用文献】

- 岩本崇 2017「古墳時代倭鏡様式論」『日本考古学』第43号 日本考古学協会 pp.59 - 78
上野祥史 2004「韓半島南部出土鏡について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第110集 国立歴史民俗博物館 pp.403 - 433
上野祥史 2009「古墳出土鏡の生産と流通」『季刊考古学』第106号 雄山閣 pp.48 - 51
上野祥史 2013「祇園大塚山古墳の画文帶神獸鏡 - 同型鏡群と古墳時代中期 - 」『祇園大塚山古墳と5世紀という時代』

六一書房 pp.107 – 134

上野祥史 2018 「古墳時代における鏡の分配と保有」『国立歴史民俗博物館研究報告』第211集 pp.79 – 110

上野祥史 2019 「朝鮮半島南部の鏡と倭韓の交渉」『国立歴史民俗博物館研究報告』第221集 pp.291 – 317

上野祥史 2020 「古墳時代中期の鏡と入西石塚」『入西石塚古墳出土遺物整理報告書』坂戸市教育委員会 pp.41 – 54

加藤一郎 2015 「後期倭鏡と三角縁神獣鏡」『日本考古学』第40号 日本考古学協会 pp.53 – 68

川西宏幸 1988 『古墳時代政治史序説』 増補版

川畑純 2015 『武具が語る古代史－古墳時代社会の構造転換－』 京都大学出版会

金子大 2017 『金工品からみ読む古代朝鮮と倭－新しい地域関係史へ』 京都大学出版会

車崎正彦 1993 「瑞龍鏡考」「翔古論聚」久保哲三先生追悼論文集 pp.130 – 163

下垣仁志 2003a 「古墳時代前期倭製鏡の編年」『古文化談叢』第49集 九州古文化研究会 pp.19 – 50

下垣仁志 2003b 「古墳時代前期倭製鏡の流通」『古文化談叢』第50集（上） 九州古文化研究会 pp.7 – 36

下垣仁志 2011 『古墳時代王権構造の研究』 吉川弘文館

下垣仁志 2018 『古墳時代の国家形成』 吉川弘文館

末永雅雄 1968 『考古学の窓』 学生社

田中晋作 1993 「百舌鳥・古市古墳群成立の要件－キャスティングボートを握った古墳被葬者たち－」『考古学論叢』関西大学考古学研究室開設四十周年記念 pp.187 – 213

田中晋作 2016 『古市古墳群の解明へ：盾塚・鞍塚・珠金塚古墳』 新泉社

高田貴太 2014 『古墳時代の日朝関係－新羅・百濟・大加耶と倭の交渉史－』 吉川弘文館

滝沢誠 2015 『古墳時代の軍事組織と政治構造』 同成社

辻田淳一郎 2007 『鏡と初期ヤマト政権』 すいれん舎

辻田淳一郎 2018 『同型鏡と倭の五王の時代』 同成社

橋本達也 2005 「稻童21号墳出土の眉庇付冑」『稻童古墳群』行橋市文化財調査報告書第32集 pp.276 – 285

橋本達也 2012a 「九州における古墳時代甲冑－総論にかえて－」『考古学ジャーナル』No.496 ニューサイエンス社
pp.4 – 7

橋本達也 2012b 「古墳築造周縁地域における境界形成－南限社会と国家形成－」『考古学研究』第58卷第4号 考古学
研究会 pp.17 – 29

橋本達也 2012c 「九州南部」『古墳出現と展開の地域相』古墳時代の考古学2 同成社 pp.107 – 117

橋本達也 2012d 「東アジアにおける眉庇付冑の系譜」『国立歴史民俗博物館研究報告』第173集 pp.411 – 434

橋本達也 2014a 「西都原4号墳地下式横穴墓出土の装身具」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第10号 宮崎県立西
都原考古博物館 pp.50 – 57

橋本達也 2014b 「九州南部の古墳築造と南北周縁域の比較」『古墳と続縄文文化』高志書院 pp.29 – 44

初村武寛 2019 「頸甲と小札肩甲」『和の考古学－藤田和尊さん追悼論文集－』ナベの会 pp.163 – 174

藤田和尊 2006 『古墳時代の王権と軍事』 学生社

藤原哲 2019 『日本列島における戦争と国家の起源』 同成社

森下章司 1991 「古墳時代仿製鏡の変遷とその特質」『史林』第76卷第4号 史学研究会 pp.1 – 43

森下章司 1998 「古墳時代前期の年代試論」『古代』105号 早稲田大学考古学会 pp.1 – 28

森下章司 2002 「古墳時代倭鏡」『弥生時代・古墳時代 鏡』考古資料大観第5巻 小学館 pp.305 – 316